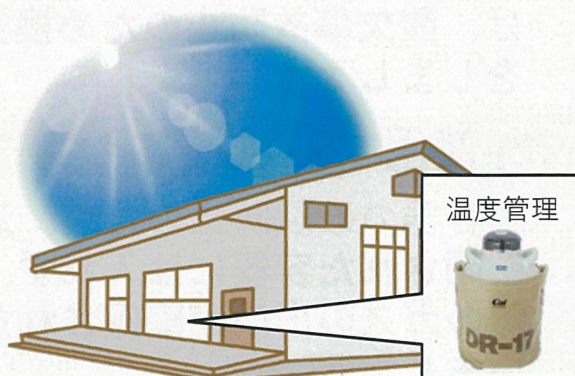


液体窒素は高圧ガス保安法に規定される高圧ガスです。同法に基づく規制等を踏まえ、安全に管理・使用しましょう。

1 凍結保管容器の輸送を依頼する際の注意事項

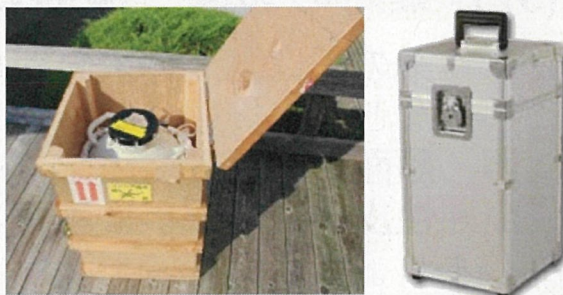
(1) 温度の管理について

直射日光にさらされるなどにより急激に容器の温度が上昇した場合、異常な圧力の上昇を招き、破裂するおそれがあるため、**遮熱効果のあるカバーの装着**や**温度管理**のできる場所で行いましょう。



(2) 転倒の防止について

容器が転倒すると車両運転手に危害が及び、混載された貨物を損傷するおそれがあるため、**木枠で梱包**するなど**転倒防止措置**を徹底しましょう。



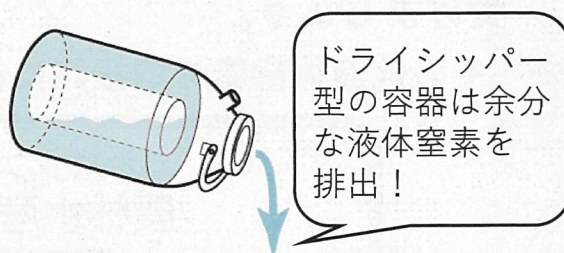
(3) 容器の内容積について

車両への警戒標の掲示との関係から、**運送事業者**に**容器の内容積**及びその合計を**事前に伝え**ましょう。運送事業者から法令遵守のために容器の内容積や荷物の個数の変更を求められることがあります。



(4) ドライシッパー型容器の適正な利用について

ドライシッパー型の容器は、容器内に余分な液体窒素がない状態で安全に輸送できるよう適切に用法を守りましょう。



裏面もご覧ください ↓

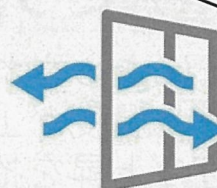
2 液体窒素を取り扱う場合の留意事項 (充填、精液等の入替え、融解等)

(1) 取扱いや保管を行う場所について

容器は日光が直射しない風通しの良い場所に保管しましょう。

液体窒素の充填等の作業を行う際は、酸欠事故防止のため換気や排気をしましょう。

換気、排気の徹底！



(2) 使用する容器について

容器の破裂防止のため、液体窒素は密閉された容器には入れず、気化した際のガスの出口が確保された容器を使いましょう。

気化したガスの出口を確保！



(3) 作業時の装備・服装について

作業の際は、液体窒素が皮膚、目、手足などに直接触れないよう、保護服、顔面シールド、防眼ゴーグル、断熱性皮手袋（軍手は不可）を着用しましょう。



(4) 液体窒素が漏出した場合の対応等について

液体窒素が漏れ出した場合、凍傷や酸欠などを避けるため**迅速に退避**してください。

液体窒素が皮膚に付いたら**すぐに水で洗い落とし、衣服にしみ込んだ時は直ちに衣服を脱いでください**。また、凍傷が生じた場合には**専門医の診療を受けましょう**。



※ その他液体窒素の取扱いに使用する器具や容器等の用法を守りましょう。

本パンフレットに関するお問合せ先
農林水産省 畜産局 畜産振興課
家畜遺伝資源管理保護室

電話:03-3502-8111(内4913) メール:chikushin207@maff.go.jp